

(地 63)

令和 3 年 5 月 2 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会副会長
猪 口 雄 二
日本医師会常任理事
釜 范 敏
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）における
「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、7月末を念頭に希望する高齢者に新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を終えることができるよう、ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、ワクチン接種対策費負担金の被接種者1人当たり単価2,070円に診療報酬上の時間外等加算相当分の加算が行われました。

併せて、地域の実情に応じ、当該加算を講じてもなお医師・看護師等が不足すると考えられる場合には、さらなる支援措置として、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（令和3年4月5日付日医発第12号（地6）（税経2）（健Ⅱ11）の文書を以て貴会に送付済み）の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」の追加により、都道府県の判断のもと、時間外・休日の医療機関から、集団接種会場に医師・看護師等を派遣したときに、派遣元の医療機関に対して財政的支援を実施することとされました。

なお、下記のような留意事項が掲げられております。

- （ア）派遣対象地域：ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域として、地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域（例えば、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域及び確保病床使用割合がステージⅣの指標である50%を超える地域（該当した地域は令和3年7月末まで適用）、医療法に基づき都道府県が定める医師少数区域（二次医療圏）。いずれにしても地域の実情に応じて都道府県が判断した地域を対象。

(イ) 補助対象：ワクチン接種を行う集団接種会場に医師・看護師等の医療従事者の派遣を行った医療機関（派遣元）

(ウ) 対象期間：令和3年7月末までに行われる派遣

補助額は、他の事業に倣って派遣する医師1人1時間当たり7,550円、医師以外の医療従事者1人1時間当たり2,760円とされておりますが、Q&Aの通り、派遣された医師、看護師等の基本給や派遣手当、旅費、保険料（COVID-19 JMAT 保険の保険料を含む）のほか、当該派遣に伴い勤務に影響を受ける職員の基本給や手当等も対象経費となり得るとされております。

実施要綱、交付要綱やQ&A等の同補助事業関連文書は、下記厚生労働省WEBサイトに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_6

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会や関係医療機関等への周知方につきよろしくお願いいたします。また、貴都道府県行政等とのワクチン接種体制の強化に関する協議などについてもご高配くださいますようお願い申し上げます。

追って、厚生労働省Q&Aについては、新型コロナウイルス感染症対策事業の問8の一部追加がなされております（その前の改正により、DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業の問5及び6を追加）。